平成２３年（フ）第４７１号
大阪府藤井寺市小山８丁目４番51号
債務者　安田　考志
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５５３号
京都市下京区河原町通松原下る植松町720　ＥＳＲＩＳＥ京都河原町1203、住民票上の住所大阪府柏原市旭ヶ丘３丁目９番４号
債務者　田中　美紀
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５６８号
大阪府羽曳野市島泉９丁目８番16号
債務者　中嶋　　梓
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６２４号
堺市北区東上野芝町２丁331番地３
債務者　木下　利治
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６３８号
堺市北区東浅香山町３丁31番地　府営堺浅香山住宅26棟303号
債務者　初田　恭子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６４５号
大阪府柏原市大県１丁目５番14号
債務者　佐野　幸信
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６５０号
大阪府富田林市加太２丁目１番29号　202、前住所大阪府富田林市藤沢台４丁目４番20号102
債務者　山崎　勝弘
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６５４号
大阪府富田林市藤沢台４丁目８番24号　202
債務者　吉田　有里（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６７９号
大阪府羽曳野市恵我之荘６丁目５番４号
債務者　宮本　裕貴
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７１４号
大阪府羽曳野市高鷲３丁目４番26号
債務者　玉井真喜子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉78番地　山水ホテル
債務者　舘野　仁一
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
北海道室蘭市水元町64番５号
債務者　松本　敏博
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
北海道室蘭市水元町64番５号
債務者　松本久美子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
北海道室蘭市水元町64番５号
債務者　松本　　彩
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
北海道伊達市舟岡町306番地７
債務者　齋藤　克幸
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
北海道伊達市舟岡町306番地７
債務者　齋藤　由美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
山形県鶴岡市羽黒町荒川字花沢348番地
債務者　加藤　陽子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
山形地方裁判所鶴岡支部